

北海道告示第 10945-2 号

次のとおり高病原性鳥インフルエンザの発生があった。

平成28年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

家畜の 種類	患畜・疑似 患畜の別	発生戸数 及び羽数	発生場所	発生年月日
鶏	疑似患畜	1戸 約21万羽	上川郡清水町	平成28年12月16日

北海道告示第 10945-3 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 15 条の規定に基づき、家畜伝染病のまん延を防止するため、次の場所の通行を遮断する。

平成 28 年 12 月 16 日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 家畜伝染病の種類  
高病原性鳥インフルエンザ
- 2 通行を遮断する区域  
(1) 上川郡清水町字清水東 1 線 68 番地 10  
(2) 上川郡清水町字清水東 1 線 66 番地 9  
(3) 上川郡清水町字清水東 1 線 62 番地 22
- 3 移動を制限する期間  
平成 28 年 12 月 16 日 22 時 30 分から 72 時間

北海道告示第 10945-4 号

家畜伝染病まん延防止規則（昭和50年北海道規則第32号）第2条第1項の規定による家畜等の移動の禁止について、次のとおり指定する。

平成28年12月16日

北海道知事 高橋 はるみ

1 移動を禁止する家畜、物品等

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれがある物品。

ただし、所管家畜保健衛生所長が指示する方法に基づき、消毒を行ったもので、家畜防疫員の指示書を有するものはこの限りではない。

2 移動を禁止する期間

当分の間

3 移動禁止区域

(1) 移動を制限する区域

別添地図赤丸円に囲まれた区域

(2) 制限区域外への搬出を制限する区域

別添地図黒丸円に囲まれた区域のうち、赤丸に囲まれた区域を除いた区域

4 移動を禁止する理由

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

## 高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う制限区域



※赤丸円に囲まれた区域：移動制限区域（半径3Km）

黒丸円に囲まれた区域：搬出制限区域（半径3～10Km）

北海道告示第 10945-5 号

家畜伝染病まん延防止規則（昭和 50 年北海道規則第 32 号）第 6 条の規定によると畜場以外の場所におけると殺又はふ卵の制限について、次のとおり指定する。

平成 28 年 12 月 16 日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 と畜場以外の場所におけると殺又はふ卵を制限する家畜の種類  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
- 2 家畜伝染病の種類  
高病原性鳥インフルエンザ
- 3 と畜場以外の場所におけると殺又はふ卵を制限する期間  
当分の間
- 4 と畜場以外の場所におけると殺又はふ卵を制限する区域  
平成 28 年北海道告示第 10945-4 号（家畜伝染病の発生に伴う家畜等の移動の制限）第 3 項に掲げる区域